

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	医療保険給付諸費
						目	国民健康保険組合療養給付費補助金 国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金
調査対象予算額		令和6年度：234,339百万円　ほか （参考　令和7年度：231,372百万円）				調査主体	本省と四国財務局の共同調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

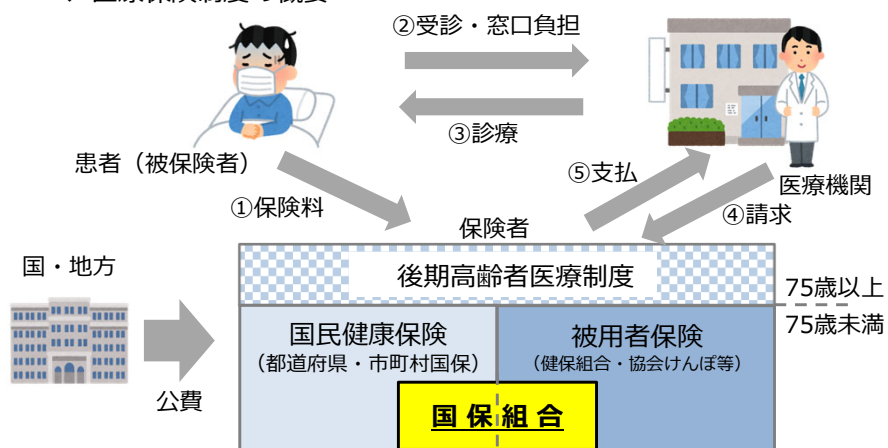
我が国の医療保険制度は、職域保険（被用者保険）と地域保険（国民健康保険（都道府県・市町村国保）・後期高齢者医療制度）の二本柱で構成されているが、**国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）は、その例外的な存在として、国民健康保険法に基づき、同種同業の者を対象に国民健康保険事業を行う公法人である。**

※国保組合は、全市町村に国民健康保険事業の実施を義務づける（国民皆保険）以前から制度化されていた公法人。国民皆保険達成（1959年）以後は、市町村が運営する国民健康保険を原則とする観点から、国保組合の新設は認められていない。（1970年の建設国保、1974年の沖縄県医師国保のみ特例的に認可。）

国民健康保険組合療養給付費補助金は、療養給付費等に対する定率の補助（以下「定率補助」という。）、国保組合の財政力に応じて補助する普通調整補助金、国保組合の保険者機能強化の取組等に応じて補助する特別調整補助金の3つの補助が含まれており、このうち定率補助については厚生労働省が定期的に実施する所得調査の結果に基づき補助率が決定されている。なお、**定率補助の補助率については、負担能力に応じた負担とする観点から、各組合への財政影響も考慮しつつ、平成28年度から令和2年度にかけて段階的に見直すこととし、所得水準に応じて13%から32%の補助率とする**とされた（「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年改正））。

今般、協会けんぽや市町村国保とのバランスも考慮しつつ、国保組合への国庫補助の在り方を検討するため、各組合の所得状況や財政状況、保険料水準等について、実態調査を行った。

◆ 医療保険制度の概要



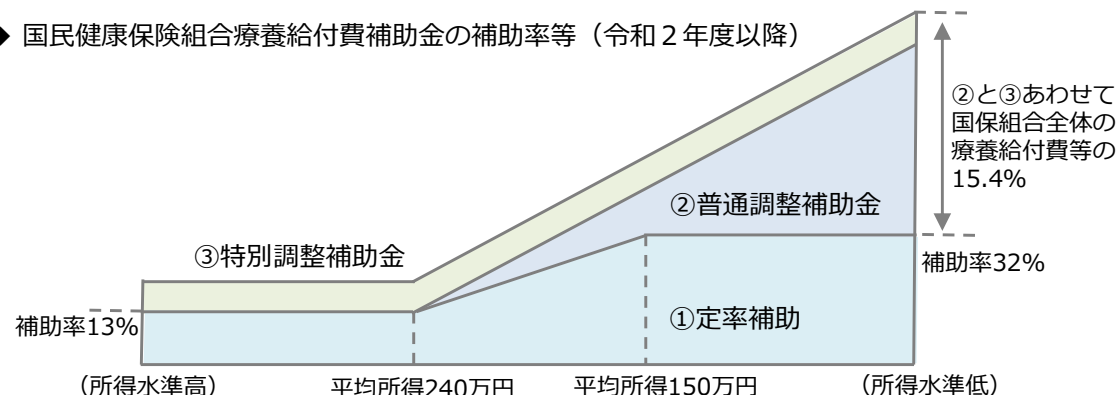
◆ 業種別の国保組合の数（令和7年3月末時点）

	医師国保	歯科医師国保	薬剤師国保	一般業種国保	建設関係国保	合計
組合数	47	27	16	36	32	158
被保険者数	26万人	25万人	3万人	68万人	129万人	252万人

◆ 各保険者の比較

	国保組合	都道府県・市町村 国保	全国健康保険協会 (協会けんぽ)	健康保険組合 (健保組合)	後期高齢者 医療制度
加入者数 (令和5年3月末)	264万人	2,413万人	3,944万人	2,820万人	1,913万人
平均年齢 (令和4年9月末)	40.2歳	54.2歳	38.9歳	35.9歳	82.8歳
給付費等への 公費負担	給付費等の34%	給付費等の50% + 保険料負担軽減	給付費等の16.4%	—	給付費等の約50% + 保険料負担軽減

◆ 国民健康保険組合療養給付費補助金の補助率等（令和2年度以降）



②調査の視点

1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について

- ・ 各国保組合の被保険者の所得水準はどの程度か。
- ・ 「平均所得」ごとに定率補助の区分が設定されているが、同じ区分に含まれる国保組合の所得水準にバラツキが生じていないか。

【調査対象年度】
平成27年度～令和6年度

【調査対象先数】
都道府県：47先、国保組合：158先

③調査結果及びその分析

1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について

療養給付費補助金の定率補助の補助率については、国保組合の「平均所得」に応じて設定されている。具体的には、厚生労働省が国保組合に対して実施する所得調査によって、各組合の被保険者のうちサンプル抽出した者の市町村民税の課税標準額を集計した上で、1人当たり課税標準額の平均を計算し「平均所得」としている。また、この「平均所得」の計算上、被保険者1人当たり1,200万円を上限としている。

平成30年度と令和4年度に実施した所得調査に基づく各組合の補助率を比較すると、補助率13%の区分の組合数は52組合から61組合に増加している。補助率の低い区分へ移動（「平均所得」が上昇）した組合は36組合、特に歯科医師国保は27組合のうち25組合が補助率の低い区分へ移動した。一方、補助率の高い区分へ移動（「平均所得」が下落）した組合は4組合であった【表1】。

業種ごとの「平均所得」の詳細を見ると、医師国保が最も高く390.6万円、歯科医師国保が226.1万円などとなっているが、仮に1,200万円を上限とせず1人当たり課税標準額を計算した場合は医師国保の「平均所得」は812.2万円となるなど、特に医師国保は他業種と比較しても高い所得水準であることが分かる。さらに、国保組合の被保険者には、組合員（医師国保の場合、医師やその医師が開設する施設の勤務者など）とその家族が含まれており、「平均所得」は組合員の家族の所得も含めて平均をとったものであることに留意が必要である【図1】。

【表1】療養給付費補助金の補助率の内訳
(平成30年度所得調査に基づく補助率)

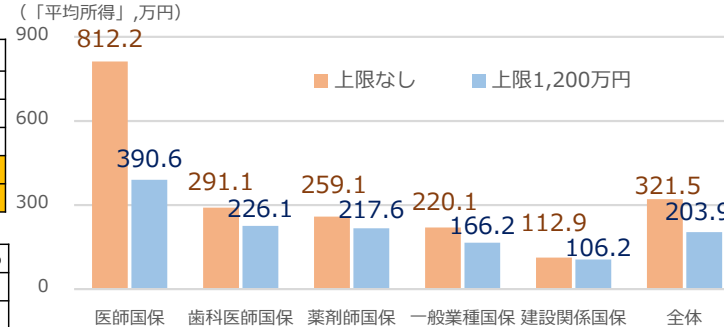
	13%	14%	16%	18%	20%	22%	24%	26%	28%	30%	32%
医師国保	47										
歯科医師国保	3	2	3	2	2	4	3	5	2	1	
薬剤師国保	1	4	3	4	1	1	1	1	1		
一般業種国保	1	1	1	2	1		1	1		2	28
建設関係国保											32

※数字は組合数

(令和4年度所得調査等に基づく補助率)

	13%	14%	16%	18%	20%	22%	24%	26%	28%	30%	32%
医師国保	47										
歯科医師国保	8	1	3	6	6	3					
薬剤師国保	2	2	2	4	2	1	1	2			
一般業種国保	4		1		1	1			4		25
建設関係国保											32

【図1】業種ごとの所得の状況



※令和4年度所得調査結果（令和5年度に特別調査を実施した7組合は当該調査結果を反映）
※令和6年3月に解散した大阪木津卸市場国民健康保険組合は除く

【参考1】他の保険者の被保険者の所得状況

被用者保険の令和3年平均標準報酬・賞与の合計

協会けんぽの被保険者：395万円
(平均標準報酬月額29.5万円×12か月+平均標準賞与額41.3万円)
健保組合の被保険者：564万円
(平均標準報酬月額38.0万円×12か月+平均標準賞与額108.4万円)

※標準報酬月額是被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもので、第1級の5万8千円から第50級の139万円までの全50等級に区分されている（平成28年4月から上限が47等級121万円から50等級139万円に引上げ）。標準賞与額は税引前の賞与総額から千円未満を切り捨てたもので、年度の累計額573万円が上限。税引前であることや、事業主から受け取る給料・賞与のみであるという点で、市町村民税の課税標準額とは異なる。

市町村国保の令和3年平均課税標準額

1世帯当たり109.2万円、被保険者1人当たり73.5万円

④今後の改善点・検討の方向性

1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について

- ・ 国保組合に対する定率補助の補助率を設定する際に用いている「平均所得」については、業種別のバラツキが大きなものとなっている。また、「上限1,200万円」を設定せずに「平均所得」を計算した場合に顕著なように、特に、158組合のうち定率補助率13%（「平均所得」240万円以上）に区分されている61組合の中では、組合間での所得状況の差異が大きい状況が生じている可能性がある。
- ・ 定率補助の区分については、定率補助率13%の区分を細分化するなど、所得状況に応じたきめ細かな設定とすべきである。あわせて、「平均所得」を計算する際に使用している「上限1,200万円」の撤廃も含め、公平性の観点から、所得水準の判定の在り方についても見直しを検討すべきである。

②調査の視点

2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について

- ・ 国保組合に対する療養給付費補助金の補助率や準備金割合の実態はどうなっているか。
- ・ 同じく保険給付費に対する公費負担がある協会けんぽや市町村国保と比較して、バランスのとれた補助割合となっているのか。

③調査結果及びその分析

2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について

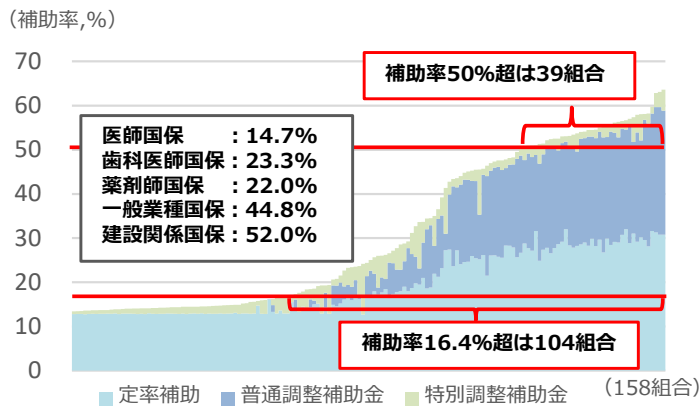
令和6年度の療養給付費補助金について、国保組合全体の補助対象経費に対する国庫補助率は40%となっており、各国保組合の補助率について、**協会けんぽの医療給付費等の公費負担割合16.4%を超えていたのは104組合**、更に**市町村国保の医療給付費等の公費負担割合50%を超えていたのは39組合**であった【図2】。

補助率16.4%以上と50%以上の組合の内訳を見ると、16.4%以上の104組合には、医師国保5組合、歯科医師国保22組合、薬剤師国保13組合が含まれるなど、国保組合の中で比較的「平均所得」が高い業種も含まれていた。また、補助率50%以上の39組合について、令和5年度における準備金の保険給付費に対する割合（以下「準備金割合」という。）は平均95.1%となっており、**39組合のうち12組合はその割合が100%以上、その中には、割合が306%の組合や503%の組合が含まれていた【表2】**。

各国保組合の準備金割合の詳細を見ると、158組合の加重平均は76.0%であった（平成26年度は53.6%）。158組合のうち**協会けんぽの準備金割合72.8%より高かったのは71組合**で、その**補助率の平均は30.5%**であった。また、準備金割合の最も大きかった組合の割合は503%で、これは保険給付費の5年分に相当するものである【図3】。

ただし、協会けんぽの法定準備金は保険給付費の12分の1であるのに対し、国保組合は保険給付費の12分の1の法定準備金に加えて、保険給付費等の12分の2及び前期高齢者納付金等の12分の1の特別積立金を積み立てることとされているなど、協会けんぽと国保組合では積み立てるべき準備金の水準が異なることに留意が必要である。

【図2】令和6年度の各組合の補助率



※令和6年度の各組合の療養給付費の補助率を、補助率が低い組合順に並べたもの。業種ごとの補助率は各業種の単純平均。

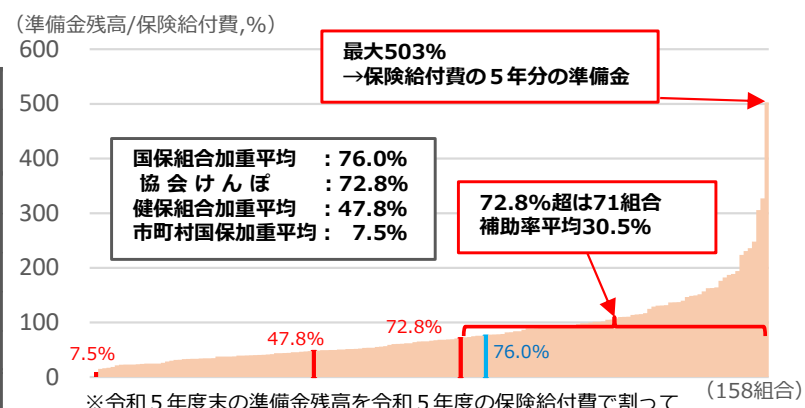
【表2】補助率16.4%以上、50%以上の組合

左側は補助率16.4%以上の組合数・補助率平均・準備金割合平均
 右側は補助率50%の組合の組合数・補助率平均・準備金割合平均

	16.4%以上			50%以上		
	組合数	補助率	準備金割合	組合数	補助率	準備金割合
医師国保	5	18.2%	84.1%	—	—	—
歯科医師国保	22	25.2%	65.6%	—	—	—
薬剤師国保	13	23.6%	121.9%	—	—	—
一般業種国保	32	48.5%	123.3%	16	56.4%	157.7%
建設関係国保	32	52.0%	49.2%	23	54.1%	51.5%
全体	104	40.1%	86.2%	39	55.1%	95.1%

※補助率、準備金割合はそれぞれ該当する組合の単純平均をとっている。

【図3】令和5年度の各組合の準備金割合



※令和5年度末の準備金残高を令和5年度の保険給付費で割って各組合の割合を計算し、その割合が低い組合順に並べたもの。
 ※健保組合・市町村国保は令和4年度の数字。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について

- ・ 国保組合の中には、相当規模の準備金を保有するなど、一定の財政力が認められる組合も存在するが、国庫補助の投入の際に準備金割合の勘案は行われておらず、「財政力に応じた支援を行うべき」との観点からは再考の余地がある。**国庫補助の仕組みについて、各組合の財政力に応じた効率的な支援が的確に実施されるよう、必要な見直しを検討すべきである。**

②調査の視点

3. 国保組合の保険料について

- ・ 国保組合は、被保険者に対してどの程度の保険料を徴収しているか。
- ・ 国保組合の保険料は、協会けんぽや市町村国保と比較してどうか。

③調査結果及びその分析

3. 国保組合の保険料について

各組合の規約等から保険料賦課の方法や賦課額を調査したところ、**158組合のうち72組合が事業主に対して定額の保険料を設定しており、110組合が従業員に対して定額の保険料を設定していた**（67組合が事業主と従業員それぞれに対して定額の保険料を設定）。定額以外の保険料賦課の方法としては、所得区分ごとに保険料額を設定している組合や、年齢区分ごとに保険料額を設定している組合、前年度の課税所得等に対する保険料率を設定している組合などがあった。また、**三師会（医師、歯科医師、薬剤師）国保については、事業主（開業三師）の保険料賦課額を勤務三師と同一に設定している組合が全89組合のうち57組合（うち医師国保が43組合）あった。**

定額の保険料を設定している組合の保険料賦課額（組合員1人当たり）について見ると、医師国保の事業主の保険料賦課額は43.9万円、勤務医師の保険料賦課額42.7万円であり、医師国保の被保険者の平均の課税標準額812.2万円の者が東京都の市町村国保に加入した場合の保険料賦課額66万円（上限）を下回っている。また、各組合の従業員（その他）の保険料賦課額は、協会けんぽの標準報酬月額平均29.5万円の者の保険料本人負担分11.6万円を上回っている【表3、参考2】。

なお、国保組合に関しては、健康保険の適用を受けるべき者について事業主が健康保険の適用除外申請を提出し承認を得て国保組合に加入することが可能であり（組合特定被保険者）、国保組合の被保険者数に占める組合特定被保険者数は国保組合全体で43%であるが、業種ごとでは薬剤師国保72%、一般業種国保57%、医師国保56%など被保険者の半数以上が健康保険の適用除外をしている業種もある【図4、表4】。各被保険者が健康保険の適用除外を申請する理由は定かではないが、組合事業主本人の保険料水準や従業員の保険料に係る事業主負担分の有無の観点から、従業員も含め国保組合に加入している事業所もあるのではないかと。

【表3】保険料が定額の組合数と組合員1人当たり保険料賦課額（年額）

() 書き内は組合数、令和7年4月時点の各組合の規約を基に作成

	事業主	従業員	
		うち、医師・ 歯科医師・薬剤師	その他
医師国保 (47)	43.9万円 (26)	42.7万円 (25)	12.4万円 (43)
歯科医師国保 (26)	38.8万円 (6)	23.7万円 (19)	14.9万円 (23)
薬剤師国保 (16)	28.6万円 (6)	21.7万円 (7)	17.2万円 (11)
一般業種国保 (36)	25.5万円 (25)		15.2万円 (28)
建設関係国保 (32)	26.5万円 (9)		14.5万円 (5)
全組合 (158)	33.6万円 (72)	32.7万円 (51)	14.2万円 (110)

※組合員1人当たり保険料賦課額は、医療給付分のみ賦課額であり、この他に国保組合は後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料を徴収している。
※事業主の保険料が定額の72組合のうち、2組合（医師国保1組合、一般業種国保1組合）は事業主が従業員の保険料の1/2を負担することとされており、組合員1人当たり保険料賦課額は従業員の保険料の1/2を含めた賦課額としている。

【参考2】市町村国保と協会けんぽの保険料（イメージ）

(市町村国保) ※東京都の場合

市町村民税の課税標準額812.2万円の被保険者

：年額 **66万円**（医療分のみ・世帯人数1人）

市町村民税の課税標準額321.5万円の被保険者

：年額 29.5万円（医療分のみ・世帯人数1人）

※計算方法：所得割額（7.71%）＋均等割（47,300円/人）
賦課上限額66万円

(協会けんぽ) ※東京都の場合

標準報酬月額29.5万円の者5人の事業所

・本人負担：29.5万円×6.53%×1/2×12か月

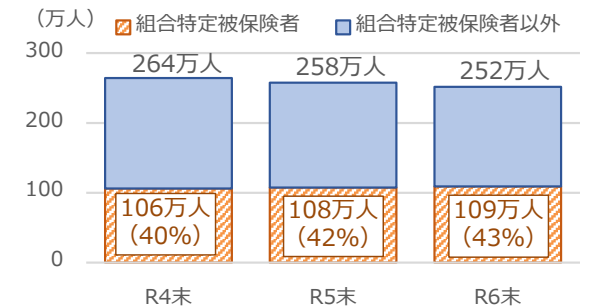
＝年額 **11.6万円/人**（医療分のみ）

・事業主負担：11.6万円×5人＝年額 57.8万円

（医療分のみ）

※6.53%は東京支部の令和7年度の基本保険料分

【図4】組合特定被保険者数の割合と推移（国保組合全体）



【表4】業種ごとの組合特定被保険者数の割合（令和6年度末）

医師国保	歯科医師国保	薬剤師国保	一般業種国保	建設関係国保
56%	46%	72%	57%	32%

④今後の改善点・検討の方向性

3. 国保組合の保険料について

- ・ 国保組合の補助の在り方を議論するに当たっては、各組合の所得水準や財政状況とあわせて、**応能負担の徹底や保険者機能の強化の観点から、被保険者の保険料水準の実態についても把握した上で検討を深めるべきである。**

②調査の視点

4. 国保組合の解散・統合の状況について

- ・ 国保組合の被保険者数や保険料負担の推移はどうか。
- ・ 高額薬剤の登場等を背景に、小規模の国保組合の財政運営は厳しくなっていると見込まれる中、今後の組合の統合・解散は予定されているか。

③調査結果及びその分析

4. 国保組合の解散・統合の状況について

国保組合の組合数・被保険者数の変動については、**被保険者数は平成27年度末から約1割減少**している【表5】。また、各組合の被保険者数を見ると、**被保険者数500人未満は6組合(全体の3.8%)、500人～999人の組合は13組合(全体の8.2%)**となっているなど、**規模の小さい組合が存在**する【表6】。

近年、被保険者数の減少等を理由に統合・解散を行っている組合があり【表7】、今回、都道府県が把握している国保組合の統合・解散の予定を調査したところ、**令和8年4月から1つの歯科医師の組合が全国歯科医師国民健康保険組合に統合予定**のほか、**令和9年3月末に1組合が解散予定**と回答があった。

また、国保組合の保険料や保険給付費の動向を見ると、被保険者1人当たり保険給付費等の増加等に伴い、多くの組合で被保険者1人当たり保険料も増加している。今回、国保組合に対して、保険料の改定状況を調査したところ、**115組合が令和2年度以降保険料率(額)の引上げを実施**していた【図5】。

【表5】被保険者数と組合数の推移

	平成27年度末	令和6年度末	令和8年度末
組合数	163組合	158組合	156組合(予定)
被保険者数	286万人	252万人	—

※各年度の組合数は、当該年度末に解散・統合した組合数を控除した組合数としている。令和8年度末の組合数は、都道府県から時期を明示して解散・統合予定があると回答があった組合数を令和6年度末の組合数から控除したもの。

【表6】被保険者別の組合数(令和6年度末)

全体	～499人	500人～999人	1,000人～2,999人	3,000人超
158組合	6組合(3.8%)	13組合(8.2%)	43組合(27.2%)	96組合(60.8%)

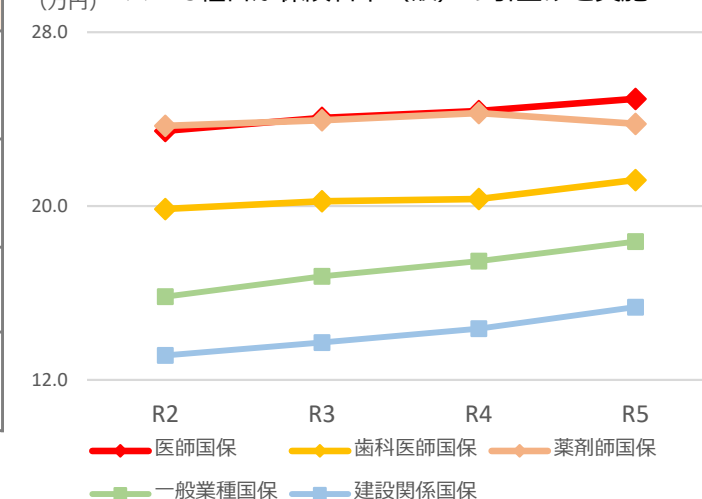
※下段の()書き内は、全組合数に対する構成比

【表7】近年の統合・解散の状況について

組合名	解散／統合
広島県薬剤師(1,246人)	令和2年3月末、解散 →中四国薬剤師、市町村国保、協会けんぽへ加入
大阪市公設市場(291人)	令和4年3月末、解散 →大阪府小売市場、市町村国保、協会けんぽへ加入
大阪府薬剤師(2,861人)、兵庫県薬剤師(1,725人)	令和5年4月、統合 →近畿薬剤師へ
大阪木津卸売市場(415人)	令和6年3月末、解散 →市町村国保、協会けんぽへ加入

※組合名横の()書きは解散・統合直前の被保険者数

【図5】被保険者1人当たり保険料の推移(令和2年度以降)
※115組合が保険料率(額)の引上げを実施



④今後の改善点・検討の方向性

4. 国保組合の解散・統合の状況について

- ・ 被保険者数の減少や高額薬剤の登場等の中で、保険料率(額)を引き上げている組合が大宗であり、もともと保険者として抱える被保険者数が他の保険者よりも少ない国保組合においては、組合同士の統合を含め今後の組合運営の在り方を検討する必要がある。
- ・ **組合同士の統合を後押しする方策について検討**すべきである。